## 電気学会 SNS と動画配信サイトのガイドライン

電気学会 広報委員会 電気学会 新進会員活動委員会 同 SNS 運営 WG

#### 1. 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、電気学会 SNS 及び動画配信サイト運営に関する組織構成、運営・管理方法を示すものである。

## 2. 使用媒体

電気学会 SNS(Twitter、Facebook、Google+)、電気学会公認動画サイト(YouTube)、電気学会ホームページとする。まとめサイト、ニュース配信サイトなどへの転載や出稿は、別途、定める。

## 3. 組織と活動

SNS 運営 WG 幹事団は、電気学会広報委員会と電気学会新進会員活動委員会の監督の下、情報発信活動を行う。SNS 運営 WG 幹事団は、主査1名、幹事2名、書き込み担当1名で構成する。各部門と各支部の広報担当者、並びに、編修第4部会の有志は、オブザーバーとして運営を助ける。幹事団の選出は、新進会員活動委員会が推薦し、広報委員会の承認を経て行う。任期は2年とし、再任は妨げない。SNS 運営 WG 幹事団とオブザーバーを合わせたメンバを SNS 運営 WG と称する。

# 電気学会 新進会員活動委員会 SNS 運営 WG

#### 幹事団

主査: 1名 (とりまとめ。広報委員会との窓口。書き込み内容のチェック。) 幹事: 2名 (各部門やオブザーバーからの情報集約。書き込み内容のチェック。)

書き込み担当: 1名 (SNSへの書き込みなど。)

#### オブザーバー

部門と各支部の SNS 担当者、並びに、編修第4部会の有志(若干名)

(各部門・支部等からの情報提供窓口、並びに、本活動の改善のための意見を出していただく。)

#### 4. 運営方法(書き込み、公開方法、削除)

- 1) SNS 運営 WG の主査と幹事は、各部門と各支部の SNS 担当者から情報を入手し、書き込み担当に内容を伝える。書き込み担当は、その内容を使用媒体に記載して公開する。書き込み担当は、情報を分かり易く伝える目的で、各部門と各支部の広報担当からの情報に追加情報を記載することがある。(付録:各部門・支部等からの情報提供の場合)
- 2) SNS 運営 WG の主査と幹事、並びに、書き込み担当の判断で、"学会ホームページ内の情報"を転載し書き込むこともある。(付録:学会ホームページから情報を掲載する場合)
- 3) 動画の撮影と編集の流れには以下の3つがある。(1) 掲載依頼の部門や支部が撮影と編集をしたものをそのまま使用する流れ、(2) 掲載依頼の部門や支部が撮影した素材をSNS 運営 WG が編集する流れ、(3) SNS 運営 WG が独自に撮影と編集を行う流れである。いずれの流れにおいても、その後の公開までのステップは、SNS 運営 WG 幹事団の承認と広報委員会の承認の下、書き込み担当者が書き込みや動画配信サイトでの公開を行う。
- 4) SNS の特長である速報性、楽しい書き込み、フォロワーとの交流のため、公序良俗に反しない書き込みを SNS 運営 WG の判断で独自に行うことがある。ただし、フォロワーとの交流時、書き込み担当者が「煽り」と判断したコメントには、一切の反応をしない。

- 5) 前項4) における「公序良俗に反しない」こととして、政治、差別、犯罪、煽り、その他、社会通念上の倫理的に問題になる発言のことを指す。ネット用語の中には、公序良俗に反しかねない表現も含まれることから、ネット用語の使用に関しては、SNS 運営 WG 幹事団で協議の上、書き込み担当者が慎重に書き込みを行う。なお、書き込みに対する「煽り」のコメントには、一切の反応をしない。
- 6) 上記 4) の実現のため、書き込み担当が SNS 運営 WG の主査と幹事の承認なしに SNS への書き込みを行うことがある。ただし、SNS 運営 WG の主査と幹事、広報委員会、並びに、電気学会事務局担当者は書き込みをチェックし、問題があると判断した場合は、各人が持つパスワードを使って当該書き込みを削除することができる。(付録:書き込み担当の判断で書き込みをする場合)
- 7) SNS 等の操作、書き込みやデータのアップロードは、原則として電気学会所有の専用端末を用いることとする。 P C による操作や書き込みが必要な場合は、その都度、幹事団と協議し、慎重に操作や書き込みを行うものとする。 専用端末の管理は、書き込み担当が実施する。
- 8) 特定の商品紹介、フェイクニュースとなる内容を記載しないよう気を付ける。転載(リツイート等を含む)する場合も、いつの間にか電気学会の名前を利用されることもあるため、学会ホームページ以外の転載を行う場合は、SNS 運営 WG 幹事団が協議し承認の下、書き込み担当が書き込むこととする。
- 9) 後述する通報窓口からの情報提供があった場合、もしくは、SNS 運営 WG 幹事団、広報委員会、電気学会事務局担当者のいずれかが削除を必要と考えた場合は、即座に削除できるものとする。
- 10) SNS への公開を目的として撮影・公開された画像、映像、等の著作権は一般社団法人電気 学会に帰属するものとし、撮影対象は所有者から公開の許諾を得たもののみとする。書き 込みの際には、画像・映像内の背景画像、音楽等を含め法令および電気学会規定類を順守 する。
- 5. 個人情報の管理、情報の公開、撮影について
  - 1) 取材対象者の許可なく、人物や所属を特定できるような撮影や書き込みの公開は行わない。
  - 2) 取材対象者の許可なく、講演の撮影や内容の文章化、並びに、公開を行わない。ただし、 電気学会の公開出版物やホーム—ページの内容などの二次利用は、この限りではない。

#### 6. 通報窓口

本ガイドラインで定める投稿に対する、投稿閲覧者からの問い合わせに関しては、連絡先 (メールアドレス)をインターネット上に掲載し、受け付けることとする。

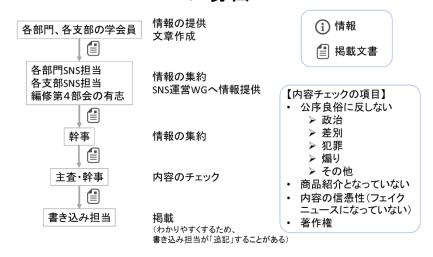
#### 7. パスワードの管理

書き込み・削除・公開に要するパスワードは、SNS 運営 WG 幹事団、広報委員会幹事団、電気学会事務局が保管する。ただし、パスワードをブラウザ等に記憶させることができるのは、書き込み担当のみとする。

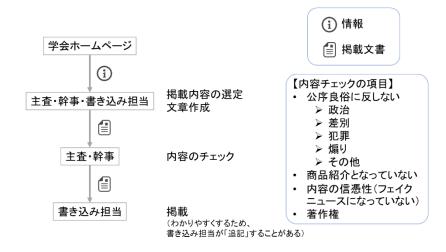
#### 8. 改廃

本ガイドラインの改廃は、電気学会 新進会員活動委員会 SNS 運営 WG が起案し、電気学会 新進会員活動委員会、並びに、電気学会 広報委員会が承認することで行う。 付録

# 各部門・支部等からの情報提供 の場合



# 学会ホームページから 情報を掲載する場合



# 書き込み担当の判断で 書き込みする場合

